

# たぶせ

Tabuse Public Relations

2015 3/27 No.942

●編集・発行  
田布施町役場 企画財政課  
〒742-1592  
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1  
☎0820-52-5803  
FAX 0820-53-0140  
HP: <http://www.town.tabuse.lg.jp>  
E-mail: [kikakuzaisei@town.tabuse.lg.jp](mailto:kikakuzaisei@town.tabuse.lg.jp)



## 知 お知らせ 小中学校児童生徒 就学援助費

経済的な理由で、就学困難な児童および生徒の保護者に対して、就学費の一部を援助します。希望する人は、必ず受付期限までに申請の手続きをしてください。なお、既に受給している人も毎年審査が必要ですので、申請してください。

※所得が無い人も、必ず役場税務課で所得の申告をしてください。

◇対象者 平成27年度に世帯構成員全員が納付すべき町民税の所得割課税額（住宅借入金等特別控除前）の合計額が、2万2400円+16歳未満の世帯構成員の数×2万1300円の合計額以下の人

※16歳未満の世帯構成員の数は、前年度の12月31日現在で判定します。

◇受付期限 5月29日(金)

※この期限以降も随時受け付けますが、支給開始月が異なります。(申請月の翌月から)

◇申請方法

印鑑を持参の上、学校教育課で申請手続きをしてください。

◇問合せ先

学校教育課 ☎52-5812

## 募 募集 自衛官募集

■自衛隊幹部候補生

◇応募資格

・22歳以上26歳未満の人(修士課程修了者などは28歳未満)  
・20歳以上22歳未満で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人

◇受付期限

5月1日(金)

◇試験日

5月16日(土)、17日(日)

※17日は飛行要員希望者のみ

◇問合せ先

自衛隊山口地方協力本部  
柳井地域事務所

☎22-8199

## 固定資産の閲覧および縦覧について

国税務課資産税係 ☎52-5804

平成27年度の固定資産課税台帳(名寄せ帳)が閲覧できます。

■期間

4月1日(水)～

6月1日(月)

午前8時30分～午後5時

※土日、祝日を除く

■場所

税務課(8窓口)

■確認できる内容

課税台帳(名寄せ帳)

納税義務者の住所、氏名、所在地番、面積、評価額、税額など

◇縦覧帳簿

・土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、評価額など

・家屋価格等縦覧帳簿

所在、種類、床面積、評価額など

■対象者

①納税義務者または同居の親族

②納税管理人

③納税義務者の代理人

④借地人・借家人など(使用または収益の対象となる部分の固定資産に限られます。また、契約書等の提示が必要です。)

※④は閲覧のみ

■必要なもの 印鑑(認め印可)

※代理人の場合は委任状が必要

要です。

※身分証明書(運転免許証、健康保険証など)の提示が必要となる場合があります。

■手数料 無料

※コピーは1枚につき20円。

ただし、縦覧帳簿のコピーはできません。

■評価額に不服があるときは

・固定資産評価額に不服があるときは、固定資産評価審査委員会(町役場総務課内)に対して審査の申出ができます。

・申出期間は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内です(審査の申出は、土日、祝日はできません)。

# 山口県議会議員一般選挙

〔問〕選挙管理委員会 電話 52・2111

**告示日 4月3日(金)**  
**投票日 4月12日(日)**

**投票時間 午前7時～午後8時**

(ただし、小行司投票所は午前7時～午後7時、馬島投票所は午前7時～午後4時)

## 投票区と投票所

投票区	投票所
城南	城南公民館
上田布施	公民館国木分館
竹尾	公民館竹尾分館
下田布施	西田布施公民館
駅前	J A南すおういきいきプラザ
田布施	田布施第一保育園
東田布施	東田布施公民館
大波野	大波野中央会館
小行司	公民館小行司分館
麻郷	麻郷公民館
麻郷奥	麻郷福社会館
別府	麻里府公民館
馬島	馬島集会所

### 『投票できる人』

田布施町の選挙人名簿に登録されている人

(平成7年4月13日以前に生まれた日本国民で、転入の場合は平成27年1月2日までに転入届をし、引き続き平成27年4月2日まで田布施町の住民基本台帳に登録されている人)

※田布施町の選挙人名簿に登録されている人で、県内の他の市町に転出し、引き続きその市町に住所を有する人は、田布施町で投票することができます。その際、「引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書」(本町または転出先の市町で発行されたもの)が必要です。

### 『投票所』

入場券に記載してある投票所(上表)で投票してください。

### 『投票の方法』

山口県議会議員一般選挙は、候補者の氏名を書いてください。

### 『点字投票』

目の不自由な人は、点字によって投票ができますので、投票所で申し出てください。

### 『期日前投票』

■期 間 4月4日(土)～4月11日(土)

#### ■投票時間

午前8時30分～午後8時

#### ■投票場所

田布施町役場1階会議室

投票日に次の理由で投票所に行きことができない人は、期日前投票ができます。

- ①職務・業務や冠婚葬祭などの予定がある人
- ②レジャーなどの私用で、投票日に投票区域内にいない人
- ③病気や妊娠などの理由で歩けなくなると思われる人
- ④離島など、交通の不便な場所に住んでいる人やそこに滞在中の人
- ⑤引っ越しなどをして、他の市町に住んでいる人

◇期日前投票は、告示日の翌日(4月4日(土))から投票できます。

町役場1階会議室で宣誓書に期日前投票を行う理由や住所・氏名・生年月日などを記載し、投票用紙の交付を受け、投票箱へ直接投票します。

※投票の際は、入場券をご持参ください。

### 『不在者投票』

◎病院や施設などに入院・入所している人は、その病院などによって投票ができます。病院などによっては不在者投票を行わない所もありますので、入院・入所している各施設へお問い合わせください。

◎旅行や研修などにより他市町村に滞在している場合、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができません。その場合、田布施町選挙管理委員会へ投票用紙などの請求が必要となります。

### 『開票所および開票日時』

#### ■開票所

田布施町役場1階会議室

#### ■開票日時

4月12日(日)午後9時から

**知**  
お知らせ  
**浄化槽設置経費を補助します**

河川を美しく保つため、町では、合併浄化槽設置者に対して設置経費の一部を補助します。

◇対象となるもの

これから浄化槽の設置に着工し、平成28年3月31日までに完成するもの（専用住宅用に限る）

◇対象地域

公共下水道認可区域を除く地域

【補助B】

公共下水道認可区域内において平成28年3月31日までに下水道工事が見込めない地域

◇補助金額

5人槽 33万2千円  
7人槽 41万4千円  
10人槽 54万8千円

◇受付期間

【補助A】

4月1日(水)～12月25日(金)  
※予算の範囲内で随時受付を行います。

【補助B】

4月1日(水)～5月29日(金)  
※予算に対して申請者多数の場合

合は、抽選となります。

◇申込方法

町民福祉課環境係(⑤窓口)に備え付けの書類で申し込む

◇問合せ先

・町民福祉課 環境係  
☎52・5810  
・建設課 下水道管理係  
☎52・5817

**知**  
お知らせ  
**検(健)診受診のご案内**

「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから、検(健)診は受けなくても大丈夫」と考えている人はいませんか。

がんなどの生活習慣病は知らないうちに進行し、気づいた時には重症化していることが少なくありません。定期的に検診を受けることは、がんなどの生活習慣病を早期発見できる有効な手段です。

4月1日現在で男性40歳以上、女性20歳以上の人を対象に、平成27年度の検診申込書を世帯ごとに配布しています。

町の検診を希望される人は、ぜひお申し込みください。なお、転入などで検診申込書が届かない人は保健センターへご連絡ください。

い人は保健センターへご連絡ください。

※詳しくは同封の「平成27年度検(健)診のごあんない」をご覧ください。

◇申込方法

各公民館などに設置している回収箱に申込み書を投函するか、左記の問合せ先にFAXしてください。

◇申込期限 4月24日(金)

◇問合せ先 保健センター

☎52・4999  
FAX52・4988

**知**  
お知らせ  
**総合労働相談**

山口労働局、各労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」を設置し、県内事業場に働く労働者や事業主からの、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件や、募集・採用、いじめ・嫌がらせ(パワーハラメント)など、労働問題に関するご相談を面談や電話でお受けします。

◇問合せ先

下松総合労働相談コーナー  
☎0833・41・1780

**相続税法が改正されました**

☎光税務署 ☎0833-71-0166

●主な改正内容

平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税の基礎控除額が引き下げられました。

【改正前】	【改正後】
5,000万円 +	3,000万円 +
(1,000万円×法定相続人の数)	(600万円×法定相続人の数)

亡くなられた人から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合には、相続税の申告が必要です。

(例)  
法定相続人が配偶者と子2人の場合  
3,000万円+ (600万円×3人)  
= 4,800万円  
↑  
(遺産に係る基礎控除額)

改正内容の詳細については、「国税庁ホームページ」をご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

**4月は「あいさつ運動の月」**

4月12日(日)は、家庭充実の日

○あいさつの大切さについて話し合います  
○人の話を最後まできちんと聞くことを心がけましょう

田布施町青少年健全育成町民会議  
(社会教育課内) ☎52・5813

